

令和2年度第6回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和2年8月25日（火）15時30分～16時28分
開催場所 ザ・グランドパレス4階オークルーム

2 出席者

（公益委員） 上原委員 関口委員 佐野委員 撫養委員
（労側委員） 新居委員 小谷委員 藤田委員 三木委員 山本委員
（使側委員） 濱田委員 坂田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- （1）徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議
- （2）その他

4 議事

上原会長

ただ今より、本年度第6回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は現在13名の委員に出席いただいております。審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、4名の方から傍聴の申し込みを受けて現在3名の方が傍聴されています。

加えてマスコミの方も入られております。以上報告させていただきます。

（使側委員1名が出席。この時点で出席委員14名）

上原会長

傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、公益は私、労側は新居委員、使側は濱田委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

次第1の「徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議等について」についてですが、6月30日に徳島労働局長より改正決定諮問を受けました徳島県最低賃金につきましては、当審議会及び専門部会で慎重に審議を重ね、8月7日の第4回本審において、徳島労働局長あて答申したところです。今般、この答申につきまして異議の申出がありましたので、最低賃金法第12条に基づき、これについて審議するよう徳島労働局長から当審議会に諮問がなされます。

それでは、異議申出に係る諮問をお受けしたいと思います。

事務局（室長）

諮問文の写しは、皆様方の机上に配布させていただいております。

上原会長

諮問文を、事務局は代読して下さい。

事務局（指導官）

徳労発基0825第1号

令和2年8月25日

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之殿

徳島労働局長日根直樹

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、徳島県労働組合総連合議長山本正美から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

上原会長

続いて、事務局は異議申出の経緯等について説明して下さい。

事務局（室長）

経緯につきまして説明させていただきます。

徳島県最低賃金につきましては、8月7日、専門部会において、公益見解が示され、採決の結果、賛成多数で部会報告が作成され、その後の本審において部会報告が賛成多数で採決され「3円引き上げて時間額796円とする」旨の答申を頂きました。

この答申の要旨を8月7日から8月24日までの間、当局掲示版等に公示したところ、8月21日に、1件の異議申出が提出されました。

申出者は徳島県労働組合総連合様です。

別途配付資料に、異議申出書の写しを添付しています。

なお、徳島県労働組合総連合様からは、意見陳述の希望があり、陳述者は森口氏の予定であるとのことです。

上原会長

ただ今、事務局から異議申出の経緯について説明いただいたところですが、「徳島県労働組合総連合様」から「陳述」の要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

それでは、陳述者の森口さんは、5分程度で意見の陳述をお願いいたします。

陳述者（森口氏）

陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回の最賃の答申について、私どもはあまりにも低いということで異議申出をさせていただきました。この間、熱心なご議論をいただき、中賃の現状維持が適当だというような目安に対して3円という形で引き上げをされたことについては全国的に見ても評価できると思いますが、今の最低賃金が本当に要請に答えている内容なのかという点で、我々は労働者の生活に応える状況になっていないという点で是非大幅に引き上げていただきたいというところがあります。とりわけ、コロナで経営が厳しい方、最低賃金を上げれば倒産を招くという主張が使用者側の方からも出されておまして、3円ですら使用者側が退席されるというのが理解できませんでした。3円といえば、1か月に150時間働いても450円しか上がらないわけです。多くの最低賃金で働いているコンビニやスーパーの臨時職員の人は、所謂エッセンシャルワーカーということで、コロナであっても休業もできない。国民のライフワークを守るために出勤して小売りを賄っているような人たちが、月に500円の賃上げをしたからといって本当に倒産するのかと。もちろんコロナで仕事が減っているところに対する手立ては、我々は政府にも要求しておりますし、支え

ていくということは非常に大事ですが、コロナだから賃金抑制をするというのは大きな間違いです。

かつてリーマンショックの時、日本は先進国の中で唯一賃金抑制によって経済を乗り越えるという方針を出しました。輸出大企業や富裕層は大儲けしたけれど、格差と貧困が広がって、国内需要が非常に低迷し、輸出に頼るといような事態になったわけです。その轍を踏んではならない。コロナ禍が収束できても、国内需要を喚起して需要を高める中で、経済を賄っていくということこそが求められるし、格差と貧困をなくすことが重要です。

コロナ禍の中で、生活が厳しいから休めないという人が多くいて、感染も問題になっていますし、なんとといっても一局集中化が大きな問題になっています。地方と地域の格差、今回それを念頭に引き上げに努力していただいたと思いますが、3円近づいても217円も東京との格差がある点では、1か月に4万円近くの賃金格差があります。是非とも、経営者の皆さんにはコロナの対策を万全にするための要求と、賃金を抑制することを区別して対処してもらいたいし、政府に対する要望も、本当にどうすれば地域間格差をなくすために大幅な引き上げができるかという観点で奮闘していただきたい。私たちは、前の意見書でも述べましたが社会保険料の減税という形で、少なくともフランス並みに1年間で2兆円というのではなく、中小企業を支援するというふうなことにより、大幅な引き上げを実現できるようにしてもらいたいと思います。併せて、中小企業支援対策の問題ももっと強く政府に求めていただきたいということをお願いして、陳述に代えたいと思います。

ありがとうございました。

上原会長

ありがとうございました。

森口さんは陳述席から退席してください。

それでは、異議申出の事項につきまして審議を行います。

まず、労・使の委員の方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

では、使用者側からどうぞ。

濱田委員

それでは使用者側の意見を申し上げます。

本県の経済状況は新型コロナウイルス感染症の影響で、あらゆる業種に深刻な影響が出ております。中小、小規模事業者にとってまさに100年に1度の危機的状況であります。県等が6月に実施した景況調査によりますと、

売り上げが減少した事業所は全体の85%、うち50%以上の零細企業所が半数を占めております。給付金や助成金、銀行の借入金等でなんとか生きながらえているのが現状でございます。

本日発表されました、東京商工リサーチの6月末から7月初めの調査で、約8割の企業が影響しているとされております。

本年度の中央最賃の目安決定にあたっては、中央最低賃金審議会の公益委員見解で、コロナ禍の中では雇用の維持が最優先であり、現行水準を維持することが適当ということでした。ただ後段で付け足しのように格差是正に配慮という言葉をつけて、いわば中央最賃の責任を放棄し、地方最低賃金審議会に下駄を預けたものでした。

本県ではご承知のように7月30日の目安伝達以降、予備日を含めて4回の専門部会の審議をしました。労使の溝が埋まらない中、使用者委員退席のもとに採決が行われたものでした。今回のアップ額は新型コロナ感染症が拡大し、あらゆる経済指標が急激に悪化する中で、徳島地方最低賃金審議会公益委員の見解は、他県が上げないのを幸いに格差是正を振りかざし、まさに火事場泥棒の如くアップさせたものであり、使用者委員としては到底納得できるものではありません。ただ、今回の異議申立てはこの額をも上回るものであり、到底同意できるものではありません。よって却下が適当であると思えます。なお、この最低賃金に際し、使用者委員は抗議の意を表しまして退席をさせていただきました。会員からは、このコロナ禍の時期に最賃を上げるとは何事ぞ、現場の状況を少しでも知っているのか、非常識極まりない、崖っぷちの事業経営をしているときに後ろから突き落とすようなことをして、恥を知れ等々の厳しい抗議の意見がひっきりなしに寄せられています。また異議の申立てをしてはどうかとか、終いには公益委員を罷免しろとの厳しい意見もありましたが、制度上、何の審議もされずに無駄な努力ということから諦めざるを得ませんでした。せめて公益委員並びに徳島労働局長が中央最賃に対し、文書でもって意見具申や抗議するなどの処置をとっていただきたいと思うところであります。

以上でございます。

新居委員

労側としましては、先ほど異議申立てがあった内容についてはある程度、理解しております。我々もCランクでありながら徳島県の最賃が790円台という絶対額が低いこと、一部の中小企業の雇用主が本当に経営難で苦勞されていることも理解したうえで、最低賃金近郊で働かされている労働者の方が苦勞されていることにつきましては、この下支えという部分では最低賃金

審議会は非常に重要なことであり、地方創生ということで隣県との格差是正は必要な内容であって、徳島県の将来につながるメッセージでもある最低賃金の決定が必要であるということ、我々としてはデータに基づいて訴えさせていただきました。金額については800円を目指しておりましたが、公益委員見解のプラス3円ということで796円になったことについては、ぎりぎりの公益判断であったということで一定の評価をしております。

使側委員からは、今回、労使の溝が深まったということもおっしゃられています。全国相手に徳島県もこれから将来に向けて頑張っていくといけない、そういったときに健全な労使関係を引き続き続けていくことが大事であると思います。知恵を出し合って、労使でこの難局を乗り越えていきたいと思っておりますので、是非ともご理解をお願いしたいと思っております。

今回の異議申立てについて、金額1,000円というのは、この審議会としては相応しくないかなと思います。プラス3円について適当とし、却下とさせていただきますということ、これを述べさせていただきます。

以上です。

上原会長

他の委員の方、いかがでしょうか。

坂田委員

まず、今まで議論をしてきまして、お疲れ様でした。

現在リーマンショックを上回る緊急事態ということで、今年はコロナ禍という時々の事情を最大限に考慮するというので議論をしてきました。

最新の徳島経済レポートには、極めて厳しい状況が続いているとありますが、その中で全国で最高の引き上げ額の3円アップという結果に、私としては責任を感じております。今回の結果について、労側の意見も当然あると思いますが、私は公益の皆さんには公益の立場で、専門家として徳島県全体の雇用を守って、経済を守る立場で熟考していただいたのかどうかというところに疑問を感じております。

先ほどの異議申立てに関してはこういう状況なので却下させていただきますと思います。

中村委員

先ほどの異議につきましては私も非現実的な話かなと思っておりまして、却下をしたいと思っております。今もありましたとおり、全国の中でも徳島県は最高額の3円、そして上げ幅率につきましても最高の0.38%を出したこ

とに対して、いろいろな局面からの考え方はもちろんあると思いますが、10月以降も徳島の状況、コロナも増えていっている中での事業継続につきましては心配しているところがございます。それについては委員として決定の過程に携わった者としてしっかり注視していきたいと思いますが、格差是正という部分にだけスポットが当てられて議論が終わったような感想を持っております。今後の各会社の経営、また事業につきまして、しっかりと見守り、注視しながら来年に繋げていけるような最賃の決定になればと思っています。

天野委員

リーマンショックを超える状況の中で3円上がるということに驚いています。審議が始まる前は、同業者の中では下げてくれるか、0かなという話ばかりでした。格差是正ということも確かにあるとは思いますが、この状況の中で、3円というのは厳しいと思っています。1,000円を目指しで、本当に1,000円を出せるような会社であり地域であればありがたいことですが、悲しいことに徳島は、人口が毎年減って、企業も倒産が増えております。残っているところは、すごく頑張っています。その頑張っている方に光を当てられるようにしなければいけないと思っています。アベノミクスときは、協力して上げてきたじゃないですか、このような10年に一度のときには、反対に協力していただければありがたかったと思います。

異議申出については却下でお願いします。

上原会長

使側委員のご意見を伺いました。労側委員の方ご発言はございますか。

山本委員

徳島県労働組合総連合の異議の内容については、十分に審議会の中で、使用者側に訴えさせていただきました。このコロナ禍の中で格差を縮めるチャンスであるという意見も出しました。確かに、1日も早く1,000円の目標に近づけなければならないことは、私も考えております。同じ、働く仲間を助ける労働組合であり、協力する労働組合として、異議の内容は私も理解できる場所です。このコロナ禍で、使用者側は、3円、たかが3円ですが、立場上厳しいところがあったことは十分理解しております。公益見解は、本当にぎりぎりの中で正当な金額を出していただいたと理解しております。今日のところは、徳島県労働組合総連合さんには申し訳ありませんが、次回、精一杯頑張りますのでご理解いただければと思います。

上原会長

他にございませんか、公益委員の方はご意見ございますか。

労側、使側でそれぞれご意見を出していただきましたが、いずれも却下というご意見でしたので、私の方でまとめさせていただきます。

当審議会においては、労働者の生計費及び賃金並びに事業場の賃金支払い能力などを考慮し、また、中央最低賃金審議会の目安答申の内容も参考にしながら、賃金基礎調査等の統計結果、他県の状況、更に皆様が言及されました新型コロナという特殊事情を総合的に勘案し、公労使が真摯に議論を重ねて出した結論による答申と認識しております。

今回、出されました異議のご意見につきましては、7月30日に開催した第2回本審で資料として配付した意見書のとおりとされております。この意見書については、第2回本審において陳述もいただいており、審議の中でその意見も考慮のうえ議論されたものと考えております。

従って、ただいまの労使の意見も踏まえ、この答申を見直す必要はなく、異議申出に対しては、8月7日の答申どおりとすることが適当であるという結論が妥当と考えます。

各委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは本日の異議に関する申出については、ただ今の結論で答申させていただきます。

上原会長

事務局は答申の準備をお願いします。

委員の皆さんはしばらくお待ち下さい。

事務局は答申文(案)を代読して下さい。

事務局(指導官)

答申文(案)を読ませていただきます。

令和2年8月25日

徳島労働局長日根直樹殿

徳島地方最低賃金審議会会長上原克之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和2年8月25日貴職から、令和2年8月7日付け徳島県最低賃金の改正

決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合議長山本正美からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和2年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

上原会長

この内容で答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、徳島労働局長に答申いたします。

上原会長

以上をもちまして、徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る審議を終了いたします。

ここで、日根局長よりご挨拶をいただきたいと思います。

局長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、諮問いたしました「徳島県最低賃金に対する異議申出」につきまして、ご答申をいただき、誠にありがとうございました。

本日の答申の内容に沿いまして、令和2年度の徳島県最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

徳島労働局といたしましては、改正された最低賃金額の周知に努め、確実な履行確保に最善を尽くしたいと考えておりますし、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主への支援にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも、労働行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますと共に、先日、諮問させていただいております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

上原会長

ありがとうございました。

答申後の流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

本日の答申をもとに、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、9月4日付けの官報に公示する予定となっております。

本日、お配りしている資料番号2の徳島のところをご覧くださいますと、発効予定年月日が10月3日となっておりますが、これは、異議申出がなかった場合の日となっております。異議申出を受け、本日、午後から異議審議を開催しております都合上、官報公示が9月4日付けとなり、官報公示から30日経過後の10月4日に法定日発効する予定となっております。

上原会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思いますが、何かご意見などはありますでしょうか。

佐野委員

皆様、この度は、慎重な審議と苦しい審議の中での3円アップということで、本当にご苦勞様でした。

今回、公益が最終的に3円アップということで、判断させていただきました。私自身立場的に苦しく、いろいろ考えた末の3円でした。使用者側から、なぜこの時期に3円上がらなければいけないのか、アップすること自体が使用者を苦しめるというお話をいただきました。それから、中賃の答申の内容が、どの報道を見ても「現行水準を維持することが適当」というところで、すべて止まっていました。ですので、使用者の皆様は、コロナ禍において、まさかプラスという答えが出ないという意識が蔓延した中で、私達も答申を見たときに、後段の中に「地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ」という文言が入っていました。それで、勿論、使用者側がこのコロナの時期にプラスはあり得ないとおっしゃったことは、よく理解できたのですが、この後段の「地域間格差」という文言が出てきた段階で、本当に公益はそこのところで苦しみました。感覚的には、コロナで全国的に大変なご苦勞をされていることは、私が社会保険労務士として、日々痛感しておりまして、本当にこの時期にアップするのという思いがある中で、やっぱり地域間格差という言葉が出てきた以上、各県審議会がどのような判断をされるのかということについて、私達はポイントを置く形での判断となりました。徳島県は最終ぎりぎりまで答えを出すことをしませんでした。というのが、この状況下で、プラスというのはとんでもないという考え方もありますが、徳島県として、最低賃金については、今年だけで

終わる話ではありません。次の世代に送っていく必要があります。大事な判断をするときに、本当に今年は大変だけれども、この今年の金額が土台となって次の年、その次の年へと続いて行きます。

その中で徳島県の置かれている位置がCランクで、下のDランクから次々と金額が出てきました。一番最初に熊本が3円を出し、その後、九州のあれだけ被災された県が頑張って2円、3円と出してきました。徳島も本当に苦しいけれども、それ以上に苦しいところが2円、3円上げてきました。そして2円であれば、労側反対、3円であれば使側が反対という形で、本当に苦しい決定ですが、それでも2円、3円上げてきていました。

徳島はCランクの中で、一番低いところにあり、そのような中で、徳島は何を考えて、今回の最低賃金を決定しなければならないかというときに、公益としては、ゼロでは次の世代に、ものすごく苦しみを与えてしまうという考えがあったことと、最後に労側が4円で、使側が1円から2円であったらというときがありましたが、私達が2円なのか3円なのかというときに、やはり香川、愛媛を見て、このバランスの中では、公益は3円しかないという判断をしました。

私としては、元々の中賃の答申の出し方に疑問を持っています。報道の中で、現行水準を維持することが適当ですというところで止まっていて、その後の地域間格差のことには、どこの記事も触れられていなかった。それで使用者に誤解を与えてしまった。上がらないだろうという思いの中で、上がったということはそれだけでも使用者には大きなダメージであります。だから、中賃の答申の出し方に注意を払っていただきたいし、Cランク、Dランクのところは各県審議会が本当に苦勞されたと思いますので、公益委員の立場として、中央で情報を出すときに、そのようなことも配慮した出し方をしていただきたいと思っています。その中で、公益は使側の話を聞いたり、労側の話を聞いたりして、本当に徳島としてどうなのかということで、使側からも言われますけど、労側も最後の3円というのは、本当に下りてきてくれた3円でした。その中で何が本当にベストなのかということを公益は公益として一所懸命考えた結果が、今回の3円だと思っていますし、私はその考え方は間違っていないと思っています。

それと、中央の目安の出し方について、去年、一昨年の話ですが、中央が格差是正と言いつつ、目安を出した段階で、格差を生んでいる目安の出し方をしているのです。それについても、私は格差是正としながら、なぜ目安が格差を生むような出し方をするのか、毎年疑問を感じております。今回も凍結という言葉で全国一律凍結にして、皆さん止まりましようということなのに、その後ろに中途半端な後段を出したばかりに各県審議会を混乱させたことについて、公

益の意見として、局長を通じてでも、要望書を提出していただきたいと思っております。

今後も最低賃金の審議会は続いて行くと思いますが、目安の出し方で格差是正とするのであれば、格差是正ができるような目安の出し方をさせていただいて、Aのところは少し待っていただくとかC、Dは頑張ってくださいとか、それから、今回は労使の隔たりがあり問題がありましたが、次の世代に送るときに、労使が同じ方向を向いて最低賃金の審議が進めていければと思います。そのために徳島県としては、公労使がそれぞれ最低賃金についてちゃんと勉強して、本当にあるべき姿がどこなのかということを考えて、審議会の中でそのような議論ができれば、私としてもこの最低賃金に関わった者として嬉しいかと思えます。

今年はこのような形でしたが、来年は労使が同じ方向を向いて、最低賃金について考えていけるような場が作れればと思いますし、それについては、私も微力ながら何かさせていただきたいと思えます。

最後に、今回の公益の見解に当たっては、皆さんも苦しめましたが、公益もすごく苦しんだということをお分かっていたかたくて、意見を述べさせていただきました。

ですから、今、申し上げた内容で公益の意見として、局長を通じてでも中央に対しての要望書を出させていただけたらと思っております。

上原会長

今年、かなり厳しい審議であったということがありまして、中賃のどういうところに問題があったのかを振り返ったうえで、可能な限り上にあげるべき意見につきましては上げていくということで、公益委員の意見を取りまとめて要望書を出したいということですが、何かご意見はございますか。

それでは、公益委員が出す要望書について、他の委員にもご覧いただければと思いますので、事務局は要望書を配ってください。

上原会長

今回の審議につきましては、我々公益としては、中賃の目安及びその伝達について、混乱させるような部分があったと思っています。中賃では、地方の最低賃金審議会の方にすべて丸投げしてしまうという形の答申であったと考えております。中賃において労使の主張がかなりかけ離れていたという事情もありますが、このような形で投げかけられると地方の議論は混乱するということになってしまいますので、やはり中賃は中賃としての役割をしっかりと果たす形で答申をしていただきたいと思いますという思いを込めてこのような要望書を出した

いと考えております。

これは、審議会として出すというものでなく、公益委員として出すというものでございますのでご理解いただければと思います。

何かご意見等ございますでしょうか。

濱田委員

やっと文書になりました。10年間で初めて公益委員さんから意見を出していただいたということで本当にありがとうございます。

ただ、私が欲しかったのは、実は、格差是正というのは、賃金格差ではないのです。最賃の格差是正であります。徳島県の賃金はものすごく高いです。香川県や愛媛県よりも高いです。平均賃金は全国で15位くらいにあると思います。

だから最賃だけのことなんです。それで、その最賃を上げることに意義があるのかどうかということ、いつも申し上げております。最賃を比較するというのはおかしいのではないかと、いつも申し上げております。そのあたりを間違えないように願います。今回の徳島労連さんの要望にも賃金格差を解消すると書かれています。徳島県の賃金、そんなに低いのですか。そうじゃないと思います。まあ、そのことは今後の議論ということにして、公益委員さんから局長あてに出していただけるということは、非常にありがたいことだと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

上原会長

労側委員の方から何かご意見はございますか。

新居委員

公益委員の見解として出されることについては、特に問題ないと思っております。

今話のありました、徳島県の平均賃金が高いということは、当然理解しております。徳島県は労働生産性も高く、だからこそCランクになっているということで理解していただいていると思っております。最賃の勉強をもう少ししていただいて、だから最低賃金が高いということを理解して欲しいです。厳しい厳しいとおっしゃられますが、影響率のデータもございますので、それも良く見ていただいて、本当に我々労側は努力してデータ等を何回も出ささせていただいて、公益の先生方、使用者側の皆さんにも話をさせていただきました。ただ、使用者側からは何も出ず、全国レベルのデータを読み上げられただけで、私達に響くものがなかったということが今回非常に残念だったと思います。だから、来年は使用者側の皆さんも、もう少し我々を説得していただけるような資料を

用意していただいて話を前に進めていけたらと思います。

上原会長

その他、特にご意見のある方いらっしゃいますか。

山本委員

先ほど濱田委員が実際の賃金と最低賃金との関係についておっしゃられておりましたが、審議の中でも申し上げたのですが、最低賃金近傍で働いている、未組織労働者や非正規の方々の生活を少しでも良くするためにということで、何回もご説明さしあげたのに、また、この場でおっしゃられるといのは信じられません。今のような発言は控えていただきたい。

上原会長

今の議論は、来年度に生かしていただくということで、異議審議の場としては、以上でということにさせていただきます。

それでは、事務局の方から何かあればお願いします。

事務局（室長）

第1回本審において、特定最賃を対象として実地視察を実施する方向で準備するというご意見をいただいておりますが、最近の新型コロナの感染拡大の状況から、本年度の実地視察は見送りとさせていただき、次年度に持ち越しということで提案させていただきたいのですがいかがでしょうか。

上原会長

事務局提案について、いかがでしょうか。

（異議なし）

それでは、本年度の実地視察につきましては、来年度に持ち越しということで、来年度、新型コロナの状況が改善したうえで、改めて検討することとさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上